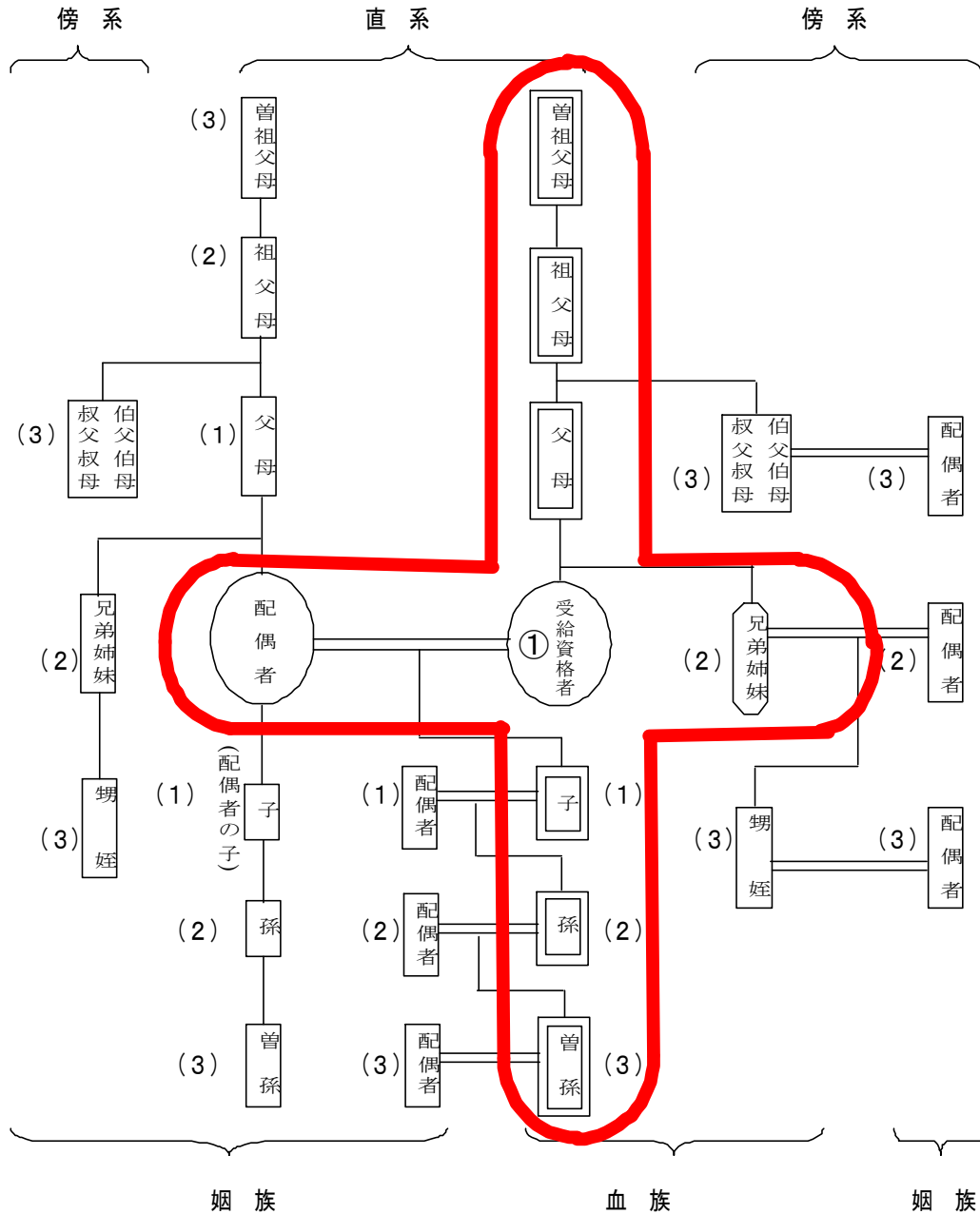


<扶養義務者の範囲について>

ご申請いただく手当に関する扶養義務者とは、民法に定める扶養義務者で、かつ受給者世帯の生計を維持している方をいいます。

つぎの図の太枠内の方のうち、受給者と生計を同一にしている方は、所得審査の対象となります。（住民票が世帯分離となっている場合でも、同居していれば対象となります。）

なお、同居所で二世帯住宅で玄関や風呂トイレが別等、生計を同一にしていなない場合には、その証明が必要になります。（※水道料金の請求書等）



なお、養子縁組をした場合は、民法第727条の規定により血族とみなします。

また、離縁した場合には親族関係は終了します。